

議場が 改修されました



議場改修の経緯

昨年、六月頃より音響機器に不具合が生じ、録音が一部途切れるようになりしました。この機器は、昭和六十二年設置のものであり、業者での診断結果は、機器の老朽化によるものでした。それと同時に議会運営委員会において、議会改革の推進を図るため、次の事項について協議が進められていました。

一般質問方式の検討について

「一般質問を聞いていて、分らない」「質問は三回までの制限があり、課題に対し深く問い質せない」など、多くの意見があり、より市民にわかりやすい一般質問にしたい。

- ① 一問一答方式の導入
- ② 質問時間の三十分制限
- ③ 質問回数制限の撤廃

議会中継・録音録画の充実

議場北側より中央（議員・執行部最前列南側）を映すだけの固定カメラであるため、臨場感ある議会映像を配信する。

決算審査方式の検証

昨年までは決算特別委員会を設置し、企業会計については、九月議会上程、十月審査、十二月議会採決、一般・特別会計については、十二月議会上程、一月審査、三月議会採決

となっていたが、決算審査での意見を翌年度の予算作成に活かしたい。

- ① 九月議会上程
- ② 常任委員会で審査
- ③ 九月議会採決

音響機器の状況と協議事項を踏まえ、市長部局と協議を重ね、平成二十一年度事業として、議場の整備をすることになり、六月議会終了後、議場改修が行われました。

議場改修の内容

音響設備の更新

赤外線通信によるマイクユニットとし、持ち運びのできるものとした。これにより、委員会審査（別の会議室で開催）にも利用ができ、明瞭な会議内容の録音ができるようになりました。

議会映像インターネットの充実

議場前後にカメラを二台増設しました。これにより、発言者の表情も映し出され、議会でのやり取りがわかりやすくなりました。

スクリーンの設置

議場前後にスクリーンを二台設置しました。これにより、発言者の映像及び一問一答制度への変更に伴い、三十分の質問時間制限を設けたので、残時間が表示されるように

なりました。それ以外にもパソコンから写真、データ等を取り入れモニターに表示できるシステムになっております。現在、今後の一般質問での利用が図られるよう議会運営委員会でルールづくりをしています。

録画、録音機器の更新

赤外線会議システムを導入しました。これにより、録画映像については、ビデオテープからDVDへ保存し、音声については、テープレコーダーとICレコーダーに録音することになりました。

その他

質問席の新設、天井蛍光灯全面取替え、カーテンの取替えを合わせて行いました。

